

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
1	1	1	1	SuMi TRUST CLUB コーポレート会員(以下「会員」という)とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ法人または団体(以下「法人」という)のうち、当社が入会を認めた法人およびカード使用者をいいます。	ダイナースクラブ コーポレートカード会員(以下「会員」という)とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ法人または団体(以下「法人」という)のうち、当社が入会を認めた法人およびカード使用者をいいます。 <u>なお、法人は日本国内に本店または主たる事務所を有するもの、カード使用者は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。カード使用者が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。</u>
1	二	1	7	(新設)	当社がカード使用者に対し発行するコーポレートカードと当該カードに係るカード情報(カード表面のカード使用者名、カード番号、カードの有効期限ならびに暗証番号および裏面のセキュリティコードをいう)を併せて「カード」といいます。
2	1	2	1	カード使用者は、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」という)を申し込むに際し、本規約の一部を構成する『 <u>個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項</u> 』その他当社が必要と認める内容については、当社からその提示を受けあらかじめ承諾するものとします。	ダイナースクラブ コーポレートカード会員契約は、当社が会員からクレジットカード取引の申し込みを受け、審査のうえ、その申し込みを承認したときに成立します。
2	2	2	2	カード使用者は、入会后当社から本規約および関連する会員特約(以下総称して「本規約等」という)の交付を受けたときは、速やかに本規約等の内容を確認のうえ、承諾するものとします。なお、カード使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、カード使用者が本規約等を承諾したものとみなします。 (1)カードに署名したとき。 (2)カードを使用したとき。 (3)第5条に定める年会費を支払ったとき。 (4)当社が、カードおよび本規約等を交付した日の翌月末日までに、当社に対して第17条に定める退会の申し出をカード使用者が行わなかったとき。	本規約は、前項のダイナースクラブ コーポレートカード会員契約の内容をなすものとします。本規約および本規約に関連する規定・特約を併せて「本規約等」といいます。
3	1	3	1	当社は、カード使用者に対しカードを貸与します。なお、法人自体にはカードを発行しないものとします。カードの種類はカード使用者に発行する「ダイナースクラブコーポレートカード」、およびそれに付帯して発行する「SuMi TRUST CLUB カード」(VISA カードおよびマスターカードを対象とし、以下「付帯カード」という)の2種類とします。カードには、IC チップが組み込まれたIC カード(以下「IC カード」という)を含みます。	当社は、カード使用者に対しカードを貸与します。なお、法人自体にはカードを発行しないものとします。カードの種類は、カード使用者に発行する「ダイナースクラブ コーポレートカード」、およびそれに付帯して発行する「ETC カード」ならびに「コーポレートコンパニオンカード」(マスターカードを対象とする。以下 ETC カードと併せて「付帯カード」という)とします。カードには、IC チップが組み込まれた IC カード(以下「IC カード」という)を含みます。
3	3	3	3	カード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するも	カード使用者は、 <u>他人にカードが利用されることがないよう</u> 善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違

				のとします。	反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。
3	3(1)	3	3(1)	カードが盗難またはカード情報が盗み見される危険性のある場所にカードを放置すること。	カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。
3	3(4)	3	3(4)	カードの管理を理由の如何を問わず家族を含む第三者へ委ねること。	理由の如何を問わず、カードの管理を第三者(家族を含みます。以下同じ)へ委ねること。
3	4	3	4	カードの所有権は当社にあり、カード使用者は、カードを他人に貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を家族を含む第三者に移転させることまたはカード表面に記載された法人名、カード使用者名、カード番号、カードの有効期間、カード利用のために加盟店が発行する ID/ パスワード等の情報(以下「カード情報」という)を家族を含む第三者に使用させるまたは教えることは一切できないものとします。万一、本条および本規約等に違反し、カードまたはカード情報が家族を含む第三者によって使用された場合、会員は、そのために生じたカード利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。	カードの所有権は当社にあり、会員は、カードを第三者に譲渡または質入れする等当社の所有権を侵害する行為をしてはなりません。また、カードの貸与その他その占有を第三者に移転させること、カードを第三者に使用させることまたは教えることは一切できないものとします。
3	二	3	5	(新設)	会員が本条または本規約等に違反し、カードが第三者によって利用された場合、会員は、本規約等に定めるところに従い、これにより生じたカード利用代金その他一切の損害について責任を負うものとします。
3	5	3	6	カードの有効期限は、当社が定めカードに記載します。当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引き続きカード使用者と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。ただし、一定期間カード利用のないカード使用者については、更新を保留する場合があります。	カードの有効期限は、当社が定めカードに記載します。当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のないカード使用者で、当社が引き続きカード使用者と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。ただし、一定期間カード利用のないカード使用者については、更新を保留する場合があります。
3	6	3	7	カードが第三者によって不正利用されているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとし、カード使用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。	カードが第三者によって不正利用されているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。
4	1	4	1	カード使用者は、カードを法人の業務の用に使用するものとします。ただし、法人と当社とが別途合意した場合には、この限りではありません。	カード使用者は、カードを法人の業務の用に利用するものとします。ただし、法人と当社とが別途合意した場合には、この限りではありません。
4	2	4	2	カード使用者が、前項に違反してカードを使用したときも、会員はその支払いの責を免れないものとします。	カード使用者が、前項に違反してカードを利用したときも、会員はその支払いの責を免れないものとします。
5	—	5	—	会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済の年会費は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。	会員は、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、第9条第2項に定めると同様の支払方法にて、所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払いは、会員の当社に対するすべての債務の支払いに優先するものとします。支払い済みの年会費は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。また、会員は、カード利用の停止(付帯サービスの提供の停止を含む)がなされた場合であっても、これを理由として年会費の支払い

					を拒むことはできないものとします。
6	1	6	1	当社は、 <u>会員</u> からの申し出に基づきカードの暗証番号を登録します。 <u>会員</u> は、「0000」、「9999」等の同一数字4桁または生年月日、電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は設定しないものとします。 <u>会員</u> から暗証番号の申し出がない場合は、当社所定の方法により暗証番号を登録し、 <u>会員</u> に通知するものとします。なお、 <u>会員</u> は、当社所定の方法により、暗証番号を変更できるものとします。	当社は、 <u>カード使用者</u> からの申し出に基づきカードの暗証番号を登録します。 <u>カード使用者</u> は、「0000」、「9999」等の同一数字4桁または生年月日、電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は設定しないものとします。 <u>カード使用者</u> から暗証番号の申し出がない場合は、当社所定の方法により暗証番号を登録し、 <u>カード使用者</u> に通知するものとします。なお、 <u>カード使用者</u> は、当社所定の方法により、暗証番号を変更できるものとします。
6	2	6	2	<u>会員</u> は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、 <u>会員</u> は、登録された暗証番号が <u>会員</u> 本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。	<u>カード使用者</u> は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、 <u>会員</u> は、登録された暗証番号が <u>カード使用者</u> 本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。
7	3	7	3	<u>会員</u> は、当社またはサービス提携先が必要と認めた場合、その付帯サービス等の提供を停止、終了または内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。	<u>会員</u> は、当社またはサービス提携先が必要と認めた場合、 <u>会員に事前の通知なく</u> 、その付帯サービス等の提供を停止、終了または内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。
8	1	8	1	カード使用者のカード利用可能枠は、当社が審査しカード単位で定めるものとします。	カード使用者のカード利用可能枠は、当社が審査しカード単位で定めるものとします。 <u>また、カード単位でのカード利用可能枠に加え法人単位でのカード利用可能枠を設定します。なお、カード単位でのカード利用額の合計は法人単位でのカード利用可能枠を超えないものとします。</u>
8	2	8	2	当社が適切と判断した場合、原則としてカード利用可能枠を超えない範囲で <u>以下の内枠(以下これらを総称して「内枠」という)を設定します。</u> (1)ショッピング一回払い利用可能枠: <u>ショッピングにおける一回払いの利用可能枠をいいます。付帯カードの、ショッピング一回払い利用可能枠は、カード利用可能枠から本項(2)の利用残高を差し引いた額までとします。また、ダイナースクラブコーポレートカードのショッピング一回払い利用可能枠は内枠ではなく、カード利用可能枠の外枠として別に設定するものとします。</u> (2)キャッシング・ローン利用可能枠: <u>キャッシングサービスおよびカードローンの利用可能枠をいいます。</u>	当社が適切と判断した場合、原則としてカード利用可能枠を超えない範囲で <u>次の利用可能枠を設定します。</u> (1)ショッピング一回払い利用可能枠。 (2)キャッシング・ローン利用可能枠。
8	3	8	3	当社は、カード単位でのカード利用可能枠 <u>および内枠</u> を、カード送付書およびご利用代金明細書等、当社所定の方法により法人またはカード使用者に通知するものとします。	当社は、カード単位でのカード利用可能枠 <u>ならびにショッピング一回払い利用可能枠およびキャッシング・ローン利用可能枠</u> を、カード送付書およびご利用代金明細書等、当社所定の方法により法人またはカード使用者に通知するものとします。
8	4	8	4	当社が必要と認める場合、 <u>会員</u> に事前の通知なくカード利用可能枠 <u>および内枠</u> を変更することができるものとするほか、 <u>会員</u> ごとに個別に制限できるものとします。	当社が必要と認める場合、 <u>法人またはカード使用者</u> に事前の通知なくカード利用可能枠 <u>ならびにショッピング一回払い利用可能枠およびキャッシング・ローン利用可能枠</u> を変更することができるものとするほか、 <u>カード使用者</u> ごとに個別に制限できるものとします。
8	5	8	5	カード利用可能枠の対象には、カードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、キャッシングサービスの	カード利用可能枠の対象には、カードによる商品の購入代金、サービスの利用代金、キャッシングサービスの

				返済金、通信販売の利用代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金および諸手数料を含みます。	借入元金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金および諸手数料を含みます。
8	7	8	7	前項において次の各号の一つにでも該当するとき、当社は、会員および当該加盟店に事前の通知なくそのカード利用を断ることができるものとします。	カード利用可能枠またはショッピング一回払い利用可能枠もしくはキャッシング・ローン利用可能枠が設定されたことにより、当社が会員に対し、信用を供与する義務を負うものではありません。また、当社は、次の各号のいずれかの事由がある場合には、会員および当該加盟店に事前の通知なくそのカード利用を断ることがあります。
8	7二	8	7(6)	(新設)	前各号のほか、当社がカード取引の健全性を確保するために必要と認めるとき。
8	8	8	8	当社は、カード使用者のカード利用が適当でないと判断した場合、当該カードの返却を加盟店または当社が直接もしくは間接的に提携したクレジットカード会社、国際提携組織(VISA カードについてはビザ・ワールドワイドを、マスターカードについてはマスターカード・ワールドワイドを、ダイナースクラブカードについてはダイナースクラブインターナショナルを、それぞれいう。以下同じ)と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「加盟店契約会社」という)を通じて求めることがあります。その場合、 <u>会員</u> はカードの返却に応じなければなりません。	当社は、カード使用者のカード利用が適当でないと判断した場合、当該カードの返却を加盟店または当社が直接もしくは間接的に提携したクレジットカード会社、国際提携組織(マスターカードについてはマスターカード・ワールドワイドを、ダイナースクラブカードについてはダイナースクラブインターナショナルを、それぞれいう。以下同じ)と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「加盟店契約会社」という)を通じて求めることがあります。その場合、 <u>カード使用者</u> はカードの返却に応じなければなりません。
8	9	8	9	会員は、本条第1項の利用可能枠を超えるカード利用についても当然にその支払の責を負うものとします。	会員は、本条第1項および第2項の利用可能枠を超えるカード利用についても当然にその支払の責を負うものとします。
9	1	9	1	<u>会員のカード</u> による商品の購入代金、サービスの利用代金、 <u>キャッシングサービスの返済金等</u> 、 <u>会員が本規約等に基づき当社に対して負う一切の債務</u> (以下「 <u>約定請求債務</u> 」という)について、 <u>原則として毎月15日に締め切る(以下この日を「締切日」という)ものとし、翌月10日(金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という)に、会員は、当社の指定する金融機関で口座設定をし、その金融機関口座(以下「支払口座」という)から口座振替、収納代行または自動払込の方法(以下「口座振替等」という)により支払うものとします。ただし、当社が必要と認めた場合または事務上の都合により、当社の指定する預金口座へ振込等で支払いいただく場合があります。また、あらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって代えることができます。なお、当社は、会員の締切日および支払日について、別の日を指定できるものとします。この場合、当社は、締切日および支払日を本条第4項に定めるご利用代金明細書またはその他当社所定の方法により、会員に通知するものとします。また、事務手続き上の都合により翌々月以降の支払日となる場合があります。なお、<u>ダイナースクラブカードによる</u>日本国内でのショッピングまたはキャッシングサービス(第33条に定義するCD・ATMのうち日本国内にあるものを使用した場合に限る)を利用した場合は、加盟店ま</u>	<u>カードの利用</u> による商品の購入代金およびサービスの利用代金(以下「 <u>カードショッピング代金</u> 」という)および第34条に定めるキャッシングサービスの返済金等、 <u>会員が本規約等に基づき当社に対して負うカードショッピング代金の支払区分(第32条の支払区分をいう)またはキャッシングサービスごとに定められた該当する支払日に支払うべき金額(以下「約定請求債務」という)について、原則として毎月15日に締め切る(以下この日を「締切日」という)ものとします。なお、日本国内でのショッピングまたはキャッシングサービス(第34条に定義するCD/ATMのうち日本国内にあるものを使用した場合に限る)を利用した場合は、加盟店または金融機関(以下「加盟店等」という)からカード利用データが当社に到着し、かつ当社が加盟店等への支払いを確定したものを約定請求債務の算出に使用します。また、その他のカード利用データについても、当社に到着する時間帯によっては同様に当社翌営業日に処理され、翌月締切日の約定請求債務の算出に使用されます。</u>

				たは金融機関(以下「加盟店等」という) からカード利用データが当社に到着し、かつ当社が加盟店等への支払いを確定したものを約定請求債務の算出に使用します。また、その他のカード利用データについても、当社に到着する時間帯によっては同様に当社翌営業日に処理され、翌月締切日の約定請求債務の算出に使用されます。		
9	2	9	2	(新設)	会員は、締切日の翌月 10 日(金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下「支払日」という)に、当社の指定する金融機関で口座設定をし、その金融機関口座(以下「支払口座」という)から口座振替、収納代行または自動払込の方法(以下「口座振替等」という)により約定請求債務を支払うものとします。ただし、当社が必要と認めた場合または事務上の都合により、当社の指定する預金口座への振込等で支払いいただく場合があります。また、あらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって代えることができます。なお、当社は、会員の締切日および支払日について、別の日を指定できるものとします。この場合、当社は、締切日および支払日を本条第 7 項に定めるご利用代金明細書またはその他当社所定の方法により、会員に通知するものとします。また、事務手続き上の都合により翌々月以降の支払日となることがあります。	
9	二	9	3	(新設)	前項の規定にかかわらず、預金残高不足等の理由によって支払日に口座振替ができなかった場合、会員は、約定請求債務が完済されるように、速やかに当社指定の銀行口座宛に入金手続きを行なうか、または当社の指示がある場合は、約定請求債務未払額の全部または一部につき、当社指定の日に口座振替等ができるように手配するものとします。ただし、この口座振替等または当社指定の銀行口座宛の入金手続きは、当該カード使用者が当社に対して約定請求債務の履行責任を負うことを意味するものではなく、約定請求債務の履行手段に過ぎません。口座振替等の後は、当社は、理由の如何を問わず当該口座振替等に関わる金額をカード使用者に返戻しませんが、法人は、当該金額を当該カード使用者に補填する義務を負うものとします。	
9	二	9	4	(新設)	前 3 項の規定にかかわらず、支払方法について当社が別に規定する場合またはあらかじめ当社の同意を得た場合は、会員は、他の方法をもって約定請求債務を履行することができます。	
9	2	9	5		カード利用が外貨による場合(カード利用が日本国内であるものを含む) は、各国の国際提携組織所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定する基準レートに、一定の率を乗じた換算レートで日本円に換算されます。会員は、あらかじめこれに同意のうえ、カードを利用するものとし、基準レートおよび換算に使用されたレートについて異議を申し立てないものとします。ただし、法人と当社が、換算率について別途	カード利用が外貨による場合(カード利用が日本国内であるものを含む) は、各国の国際提携組織所定の手続きに従い、国際提携組織もしくは当社が指定する基準レートに、一定の率を乗じた換算レートで日本円に換算されます。会員は、あらかじめこれに同意のうえ、カードを利用するものとし、基準レートおよび換算に使用されたレートについて異議を申し立てないものとします。ただし、法人と当社が、換算率について別途

				契約を取り交わしている場合は、その契約によるものとします。なお、海外でのキャッシングサービス利用には、基準レートのみ適用されます。	契約を取り交わしている場合は、その契約によるものとします。なお、海外でのキャッシングサービス利用には、基準レートのみ適用されます。
9	<u>3</u>	9	<u>6</u>	会員は、本条第1項の支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定請求債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に会員負担になります。	会員は、本条第2項または第3項の支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法により当該約定請求債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に会員負担になります。
9	<u>4</u>	9	<u>7</u>	当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、ご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までに会員の届出先に当社所定の方法により通知するものとします。また、当社は、当社都合により会員へのご利用代金明細書送付方法を変更することができるものとします。	当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、ご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までに会員の届出先に当社所定の方法により通知するものとします。また、当社は、当社都合により会員へのご利用代金明細書の送付方法を変更することができるものとします。
9	<u>5</u>	9	<u>8</u>	<u>会員は、前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申立をしなかった場合、ご利用代金明細書の内容について支払いを承諾したものとみなします。この場合、ご利用代金明細書に記載されたいかなる代金についても支払い免除または返還の対象となりません。</u>	<u>会員が前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申し立てをしなかった場合、ご利用代金明細書の内容に異議がないものと取り扱うことができるものとします。この場合、会員は、ご利用代金明細書に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求をすることができない場合があります。</u>
9	<u>6</u>	9	<u>9</u>	会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヵ月以内のものに限ります。また、この場合会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。	会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヵ月以内のものに限ります。また、この場合会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。
10	1	10	1	会員の支払った金額が <u>約定請求債務全額を完済させるに足りない場合、会員からの申し出がない限り、当社は会員に事前の通知なく法律で認められる範囲において、当社が適当と認める順序・方法により約定請求債務に充当できるものとし、会員は異議がないものとします。</u>	会員の支払った金額が <u>本規約等およびその他契約に基づき当社に対して負担する債務全額を完済するに足りない場合、会員からの申し出がない限り、当社は会員に事前の通知なく、当社所定の順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとし、会員は異議がないものとします。</u>
11	—	11	—	当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用等は、会員資格取消および退会後といえどもすべて会員の負担とします。また、会員が自身の調査のために要した費用は、当然に会員負担になります。	当社が法的措置に要した費用のうち、印紙代、支払督促申立費用、強制執行に要した費用、保全に要した費用、公正証書作成に要した費用等は、会員資格取消および退会後といえどもすべて会員の負担とします。また、会員が自身の調査等のために要した費用は、当然に会員負担になります。
12	1	12	1	(会員資格の再審査) 当社は、会員の適格性および利用可能枠について <u>入会后、定期・不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社の求める資料の提出およびカード利用の停止またはカードの返却に応じなければなりません。</u>	(会員資格の再審査等) 当社は、会員の適格性および利用可能枠について、 <u>定期または随時に再審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社の求める資料の提出に応じるものとします。</u>
12	2	12	2	<u>会員が海外に転居する場合もしくは転居したことがわかった場合、当社は前項の再審査を行うことがあります。</u>	<u>当社は、会員が前項の資料の提出の求めに応じるまで、カード利用の停止その他必要な措置をとることができるものとします。</u>
13	1	13	1	会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者(管理責任者を含む)、カード使用の予定者、 <u>株主</u> 、使用人、	会員、法人の代表者、役員、入会申込の代表者(管理責任者を含む)、カード使用の予定者、 <u>実質的支配</u>

				およびこれらに準ずる者(以下「会員等」という)は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。	<u>者</u> 、使用人、およびこれらに準ずる者(以下 <b>本条および第14条</b> において「会員等」という)は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
15	3 (1)～ <u>(13)</u>	15	3 (1)～ <u>(10)</u>	<p>会員が次の各号のいずれかに該当した、<b>もしくは該当するおそれがある</b>場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1) 会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。</p> <p>(2) 法令または本規約等の各条項のいずれかに違反した場合。</p> <p><u>(3) 約定請求債務の履行を怠った場合。</u></p> <p><u>(4) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止した場合。</u></p> <p><u>(5) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合。</u></p> <p><u>(6) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをした場合。</u></p> <p>(7) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</p> <p><u>(8) 本人確認等に必要な書類の提出がなされない場合。</u></p> <p><u>(9) 現金化を目的として商品・サービスの購入等にカード利用可能枠を利用した場合。</u></p> <p><u>(10) 現行紙幣、貨幣の購入等にカード利用可能枠を利用した場合で、適当でないと当社が認めた場合。</u></p> <p><u>(11) インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引、架空の取引、第三者によるカード利用、支払状況またはカードの理が適当でないと当社が認めた場合。</u></p> <p><u>(12) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</u></p> <p><u>(13) 会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた、または生じるおそれがあると当社が認めた場合。</u></p>	<p>会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1) 会員が入会時、または入会後に虚偽の申告をした場合。</p> <p>(2) 法令または本規約等の各条項のいずれかに違反した場合で<b>その違反が重大な違反である場合。</b></p> <p><b>(3) 第18条第1項各号に該当した場合。</b></p> <p><u>(4) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。</u></p> <p><u>(5) 本人確認等に必要な書類の提出がなされない場合。</u></p> <p><u>(6) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。</u></p> <p><u>(7) ショッピング利用に係る次の禁止行為を行った場合または行うおそれがある場合等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合。</u></p> <p><u>① 現金化を目的とした商品・サービスの購入や架空の取引等資金の調達のためにカード利用可能枠を利用すること</u></p> <p><u>② 現行紙幣、貨幣の購入、インターネット等による海外ギャンブル、海外宝くじ取引等に、カード利用可能枠を利用すること</u></p> <p><u>(8) 第三者によるカード利用やカード利用代金の支払状況またはカードの管理状況に照らして当社が不正、不適切または不相当なカード利用と認めた場合またはそのおそれがある場合。</u></p> <p><u>(9) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。</u></p> <p><u>(10) 会員が当社と締結した他の規約等において、上記(1)～(9)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたと当社が認めた場合。</u></p>
13	4(3)	13	4(3)	本条第1項または <b>第3項</b> の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。	本条第1項または <b>前項</b> の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
15	5	15	5	<u>法人またはカード使用者</u> が、本条第3項および前項に該当した場合は、第7条に規定する付帯サービス等(会員資格の取消前に取得済みの特典を含む)の権利を喪失するものとします。	<u>会員</u> が、本条第3項および前項に該当した場合は、第7条に規定する付帯サービス等(会員資格の取り消し前に取得済みの特典を含む)の権利を喪失するものとします。
15	6	15	6	<u>法人またはカード使用者</u> は、会員資格の取消後であっても、本規約等に基づき当社に対して負担する債務(当社が新たに知った債務を含む)については、かかる債務について本規約等に基づき支払いの責を負うものとします。	<u>会員</u> は、会員資格の取り消し後であっても、本規約等に基づき当社に対して負担する債務(当社が新たに知った債務を含む)については、かかる債務について本規約等に基づき支払いの責を負うものとします。
15	7	15	7	法人 <b>またはカード使用者</b> が本条、または本規約等のい	法人が本条、または本規約等のいずれかに違反、また

				<p>いずれかに違反、または禁止の事項に該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、すべてのカード使用者も同様の措置を受けることとなります。</p>	<p>は禁止の事項に該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、すべてのカード使用者も同様の措置を受けることとなります。</p>
17	2	17	2	<p>法人が退会した場合、すべてのカード使用者も当然に退会となり、当社へカードを返却しなければならないものとします。ただし、当社より破棄処分の指示がある場合にはこれに従い、カードの磁気ストライプ部分(IC <b>チップ搭載</b>カードはチップ部分も同様に)を切断し、使用不能の状態として処分するものとします。</p>	<p>法人が退会した場合、すべてのカード使用者も当然に退会となり、当社へカード<b>および付帯カード</b>を返却しなければならないものとします。ただし、当社より破棄処分の指示がある場合にはこれに従い、カードの磁気ストライプ部分(IC カードはチップ部分も同様に)を切断し、使用不能の状態として処分するものとします。</p>
17	3	17	3	<p>本条第 1 項および前項の場合は、会員は、支払日にかかわらず、本規約等に基づく一切の債務を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認めた支払方法によるものとします。この場合、会員は、本規約等に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。</p>	<p>本条第 1 項および前項の場合は、会員は、支払日にかかわらず、本規約等に基づく一切の債務<b>全額</b>を直ちに支払うものとします。ただし、当社が認めた支払方法によるものとします。この場合、会員は、本規約等に基づく一切の債務全額の支払いが終わったときに退会するものとします。</p>
18	1	18	1	<p>会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 支払日に約定請求債務の支払いを 1 回でも遅滞した場合。</p> <p>(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。</p> <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の<b>申立て</b>または滞納処分を受けた場合。</p> <p>(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生<b>もしくは</b>これらに類する倒産手続の<b>申立て</b>を受けた場合または自らこれらの<b>申立て</b>をした場合。</p>	<p>会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 支払日に約定請求債務の支払いを1回でも遅滞した場合。</p> <p>(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。</p> <p>(3) 差押、仮差押<b>もしくは</b>仮処分の<b>申立</b>または滞納処分<b>もしくは</b>保全差押を受けた場合。</p> <p>(4) 破産<b>手続</b>、民事再生<b>手続</b>、特別清算<b>もしくは</b>会社更生<b>手続の開始</b>またはこれらに類する<b>法的</b>倒産手続の<b>申立</b>を受けた場合または自らこれらの<b>申立</b>をした場合。</p>
18	1(-)	18	1(5)	<p><b>(新設)</b></p>	<p><b>会員の責めに帰すべき事由によって、当社にとって会員の所在が不明となった場合。</b></p>
19	-	19	-	<p>会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、<b>約定</b>支払日の翌日から支払<b>済日</b>に至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で 14.56% (うるう年は 14.60%) を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。また、会員は、キャッシングサービスの返済金の支払いを遅滞した場合、約定支払日の翌日から支払済日に至るまで約定請求債務のうち元金に対し、またキャッシングサービスの期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務のうち元金に対し、年率で 19.94% (うるう年は 20.00%) を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。</p>	<p>会員は、約定請求債務の支払いを遅滞した場合、支払日の翌日から支払<b>済み</b>に至るまで約定請求債務に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務全額に対し、年率で 14.56% (うるう年は 14.60%) を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。また、会員は、キャッシングサービスの返済金の支払いを遅滞した場合、約定支払日の翌日から支払済日に至るまで約定請求債務のうち元金に対し、またキャッシングサービスの期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで残債務のうち元金に対し、年率で 19.94% (うるう年は 20.00%) を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、遅延損害金の計算はすべて、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。</p>
20	1	20	1	<p>会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードまたはカード情報を利用された場合(カード番号の不正利用を含む)、そのカード<b>使用</b>に起因して生じる一切の債務については本規約等を適用し、すべて会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速</p>	<p>会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードまたはカード情報を利用された場合(カード番号の不正利用を含む)、そのカード<b>利用</b>に起因して生じる一切の債務については本規約等を適用し、すべて会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を速</p>



				やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社は、会員に対しその支払いを免除します。	やかに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合は、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社は、会員に対しその支払いを免除します。
20	4	20	4	前項にかかわらず、(1)会員が本規約等の第 3 条および第 6 条に違反した場合、その違反中および違反後 1 年以内に発生した紛失、盗難、偽造またはカード番号等の盗用による利用代金について(2)偽造カードの作出または使用について <b>会員</b> に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について、会員が支払いの責を負うものとします。	前項にかかわらず、(1)会員が本規約の第 3 条および第 6 条に違反した場合、その違反中および違反後 1 年以内に発生した紛失、盗難、偽造またはカード番号等の盗用による利用代金について(2)偽造カードの作出または使用について <b>カード使用者</b> に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について、会員が支払いの責を負うものとします。
21	1	21	1	会員は、当社に届け出た商号、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、代表者、管理責任者、連絡担当者、支払口座等に変更が生じた場合またはカード使用の追加、退会がある場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。	会員は、当社に届け出た商号、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、代表者、管理責任者、連絡担当者、 <b>勤務地、事業の内容、支払口座、取引を行う目的</b> 等に変更が生じた場合または <b>カード使用者</b> の追加、退会がある場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。
21	4	21	二	<u>会員は、当社からすでにカードの貸与を受けている場合で当該カードに追加してカードを申し込む場合は、当該追加カードの申し込みが取り消された場合を除き、追加カードに係る申込書に記載された住所等の連絡先情報が、当社が貸与するすべてのカードにおいて適用されることを、あらかじめ承諾するものとします。</u>	<b>(削除)</b>
22	1	22	1	<b>会員</b> は、当社が定める所定のサービス等の申し込み、当社への照会、前条に定める届出等を電話またはインターネット等によって行う(以下「電話等取引」という)ことができるものとします。	<b>カード使用者</b> は、当社が定める所定のサービス等の申し込み、当社への照会、前条に定める届出等を電話またはインターネット等によって行う(以下「電話等取引」という)ことができるものとします。
22	2	22	2	<b>会員</b> は、電話等取引を行う場合、原則として暗証番号または当社が別に定める本人認証の方法によって行うものとし、取引の内容は録音または記録され、当社に相当期間保存されるものとします。	<b>カード使用者</b> は、電話等取引を行う場合、原則として暗証番号または当社が別に定める本人認証の方法によって行うものとし、取引の内容は録音または記録され、当社に相当期間保存されるものとします。
23	1	23	1	当社は、会員情報ならびに当社と <b>会員</b> との間の取引および利用金額を含むすべてのカード情報について、法人に開示することができるものとし、カード使用者はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。	当社は、会員情報ならびに当社と <b>カード使用者</b> との間の取引および利用金額を含むすべてのカード情報について、法人に開示することができるものとし、カード使用者はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。
23	2	23	2	当社は、 <b>法人情報</b> ならびに当社と <b>法人</b> との間の利用金額を含む取引情報 <b>すべて</b> について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします)、ダイナースクラブインターナショナルおよびダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、会員はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。	当社は、 <b>会員に係る情報のうち「個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項」</b> (以下「 <b>本同意条項および重要事項</b> 」という)に定める <b>情報</b> ならびに当社と <b>カード使用者</b> との間の利用金額を含む取引情報について、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いといたします)、ダイナースクラブインターナショナルおよびダイナースクラブ・フランチャイズに情報提供できるものとし、会員はこれをあらかじめ本規約等をもって承諾するものとします。
24	—	24	—	本規約等に関連して法人および当社の間で別途合意	本規約等に関連して法人および当社の間で別途合意

				された事項およびその内容については、法人からカード使用者に書面にて連絡するものとし、 <b>会員</b> は、このことを本規約等をもって承諾するものとします。	された事項およびその内容については、法人からカード使用者に書面等にて連絡するものとし、 <b>カード使用者</b> は、このことを本規約等をもって承諾するものとします。
25	2	25	2	当社は、 <b>定期・不定期</b> に会員に対して当社が必要とする本人確認、与信、またはカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに <b>応ずる</b> ものとします。	当社は、 <b>定期または随時</b> に会員に対して当社が必要とする本人確認、与信、またはカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに <b>応じる</b> ものとします。
25	3	25	3	会員が本条第 1 項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、 <b>会員</b> のカード利用の制限もしくは停止をすることがあります。	会員が本条第 1 項および前項の定めに従わなかった場合等、当社が必要と判断した場合には、当社は、 <b>カード使用者</b> のカード利用の制限もしくは停止をすることがあります。
28	—	28	—	(規約の改定、 <b>承諾</b> ) <b>本規約等が改定され当社から会員へその内容を通知または公表した後に、カード使用者がカードを使用した場合は、本規約等の改定事項を承諾したものとみなします。</b> なお、本規約等と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。	(規約の改定) <b>当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができます。</b> なお、本規約等と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。
30	4	30	4	当社は、 <b>会員</b> のカードが第三者によって不正に <b>使用</b> されるおそれがあると判断した場合、端末機を通じ、 <b>会員</b> のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、 <b>会員</b> は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。	当社は、 <b>カード使用者</b> のカードが第三者によって不正に <b>利用</b> されるおそれがあると判断した場合、端末機を通じ、 <b>カード使用者</b> のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、 <b>カード使用者</b> は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
30	5	30	5	当社は、カード使用者のカード利用が本規約等に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他当社が取引の目的等が適当でない判断した場合には、カードの利用を断ることが <b>できるものとします。</b>	当社は、カード使用者のカード利用が本規約等に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他当社が取引の目的等が適当でない判断した場合には、カードの利用を断ることが <b>あります。</b>
30	7	30	7	カード使用者は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、カード使用者がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、カード番号・有効期限等が変更され、もしくは退会の申し出または会員資格取消等によりカードが利用できなくなった場合、カード使用者は、カード使用者自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続を行うものとします。退会または会員資格取消後に加盟店から売上が生じた場合でも、 <b>カード使用者</b> は本規約等の規定に従い、支払責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。	カード使用者は、通信料金決済サービス等、当社所定の継続的サービスについて、カード使用者がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、カード番号・有効期限等が変更され、もしくは退会の申し出または会員資格取消等によりカードが利用できなくなった場合、カード使用者は、カード使用者自身でその旨を加盟店に通知のうえ、直ちに決済手段の変更手続を行うものとします。退会または会員資格取消後に加盟店から売上が生じた場合でも、 <b>会員</b> は本規約等の規定に従い、支払責任を負うものとします。また、別途当社から指示がある場合は、これに従うものとします。
30	8	30	8	前項においてカード種別変更等の理由によりカード番号等が変更になった場合等当社が必要または適当と認めた場合には、当該加盟店の要請により、当社が変	前項においてカード種別変更等の理由によりカード番号等が変更になった場合 <b>またはカード使用者が当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合</b> 等当社

				<p>更内容を当該加盟店に通知することを<b>会員</b>はあらかじめ承諾するものとします。また、<b>会員</b>は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、<b>会員</b>自身で加盟店に対し必要な手続きを行うものとします。なお、会員は、退会申し出または会員資格取消後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、第15条第6項および第17条第3項に基づき、<b>支払いの責</b>を負うものとします。</p>	<p>が必要または適当と認めた場合には、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することを<b>カード使用者</b>はあらかじめ承諾するものとします。また、<b>カード使用者</b>は、継続的サービスにつき、その契約を解除する場合には、<b>カード使用者</b>自身で加盟店に対し必要な手続きを行うものとします。なお、会員は、退会申し出または会員資格の<b>取り消し</b>後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、第15条第6項および第17条第3項に基づき、<b>支払責任</b>を負うものとします。</p>
30	11	30	11	<p>会員は、一部の海外加盟店においては、カードの利用に際し手数料(カード取扱手数料)を徴収する場合がありますことをあらかじめ承諾するものとし、カード売上票に当該カード取扱手数料が明示されている場合において<b>会員</b>が当該売上票に署名した場合は、ショッピング<b>利用</b>代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとします。</p>	<p>会員は、一部の海外加盟店においては、カードの利用に際し手数料(カード取扱手数料)を徴収する場合がありますことをあらかじめ承諾するものとし、カード売上票に当該カード取扱手数料が明示されている場合において<b>カード使用者</b>が当該売上票に署名した場合は、<b>カード</b>ショッピング代金とともに当該カード取扱手数料を支払うものとします。</p>
31	1	31	1	<p><b>(債権譲渡、立替払い)</b>  <b>会員は、当社と加盟店との間の契約が債権譲渡契約の場合、カードによる商品の購入およびサービスの提供により生じた加盟店の会員に対する債権(以下「売上債権」という)を任意の時期および方法で当社に譲渡することについて、次の各号にあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店および当社は会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。</b>  <b>(1)当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡することまたは当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、海外ダイナースを含む)を経由する場合がありますものとします。</b>  <b>(2)提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、または提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。</b>  <b>(3)海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡しまたは海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。</b></p>	<p><b>(立替払いの承諾等)</b>  <b>会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店においてカードを利用した場合、当社が加盟店に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、次の各号を承諾するものとします。</b>  <b>(1)当社が 加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員に対し立替払い金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除き、海外ダイナースを含みます)を経由する場合がありますものとします。</b>  <b>(2)提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し、(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。</b>  <b>(3)海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし、または当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し、(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。</b></p>
31	2	31	2	<p>会員は、<b>加盟店の売上債権を任意の時期および方法で当社に譲渡することまたは当社が立替払いすること</b>について、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとします。なお、<b>債権譲渡または立替払い</b>につ</p>	<p>会員は、<b>当社が立替払いすること</b>について、前項のいずれの場合でもあらかじめ承諾するものとします。なお、立替払いについて、加盟店・当社は、会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとしま</p>

				いて、加盟店・当社は、会員に対する個別の通知および承認の請求を省略するものとします。	す。
31	3	31	3	本条第1項により当社が譲り受ける債権額または当社が立替払いする金額は、当社所定の売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、注文書あるいは加盟店からの注文内容を確認する書面等に記載の金額とします。	本条第1項により当社が立替払いする金額は、当社所定の売上データまたは売上票の額面金額とします。なお、通信販売等の場合は、注文書あるいは加盟店からの注文内容を確認する書面等に記載の金額とします。
32	1	32	1	会員のカードによる商品の購入代金、サービスの利用代金および通信販売の利用代金(以下「カードショッピング代金」という)の支払区分については、原則一回払いとなります。ボーナス一括払いおよびリボルビング払いは利用できないものとします。	カード使用者のカードショッピング代金の支払区分については、原則一回払いとなります。ボーナス一括払いおよびリボルビング払いは利用できないものとします。
二	—	33	—	(新設)	(商品の所有権) 会員は、カード使用者がカード利用により購入した商品の所有権が、当該商品に係る債務(手数料を含む)が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。
33	1	34	1	法人と当社の契約に基づき当社が法人を審査し適当と認めらうえで、カード使用者に対してキャッシング・ローン利用可能枠を設定した場合、カード使用者は、当社に登録されている暗証番号を使用する等所定の手続きに従って当社と提携する国内外の現金自動支払機および自動預入引出機(以下「CD・ATM」という)を操作し、CD・ATM から現金の払出しを受けることにより、キャッシング・ローン利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。	法人と当社の契約に基づき当社が法人を審査し適当と認めらうえで、カード使用者に対してキャッシング・ローン利用可能枠を設定した場合、カード使用者は、当社に登録されている暗証番号を使用する等所定の手続きに従って当社と提携する国内外の現金自動支払機および自動預入引出機(以下「CD/ATM」という)を操作し、CD/ATM から現金の払い出しを受けることにより、キャッシング・ローン利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。
33	2	34	2	カード使用者は、前項に定める方法の他、当社が認めた方法によりキャッシングサービスを利用することができます。この場合、当社は、会員の利用代金の支払口座に融資金を振り込むものとし、融資金が振り込まれた日を利用日とします。	カード使用者は、前項に定める方法のほか、当社が認めた方法によりキャッシングサービスを利用することができます。この場合、当社は、カード使用者の利用代金の支払口座に融資金を振り込むものとし、融資金が振り込まれた日を利用日とします。
33	3	34	3	海外においてカード使用者は、次に定める海外金融機関等のうち当社の指定する店舗で、カードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。ただし、法人と当社とが別途合意した場合には、当該合意に従うものとします。	海外においてカード使用者は、国際提携組織と提携した海外金融機関等のうち当社の指定する店舗で、カードとパスポートを提示し、所定の伝票に自己の署名をすることにより、当該海外金融機関等を通じてキャッシングサービスを利用することができます。
33	3 (1)~(2)	二	二	(1) SuMi TRUST CLUB カードの場合、国際提携組織(ただしダイナースクラブインターナショナルを除く)と提携した海外金融機関等。 (2) ダイナースクラブカードの場合、海外ダイナース(一部の事務所を除く)、当社および海外ダイナースが契約した提携機関ならびに提携金融機関の日本国外の支店。	(削除)
33	6	34	6	会員は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は、当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて	会員は、別途定める方法により、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は、当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。キャッシングサービス利用残高の全部

				返済する場合は、キャッシング利用日翌日から当該繰り上げ返済日まで年 365 日(うるう年の場合は 366 日)の日割によって利息を計算し、キャッシングサービス利用残高とあわせて支払うものとします。	または一部を繰り上げて返済する場合は、キャッシング利用日翌日から当該繰り上げ返済日まで年 365 日(うるう年の場合は 366 日)の日割によって利息を計算し、キャッシングサービス利用残高と合わせて支払うものとします。
33	7	34	7	前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、 <b>会員は</b> 、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。	<b>会員は</b> 、前項にかかわらず、次の <b>各号の</b> いずれかに該当する場合は、キャッシングサービス利用残高の全部または一部を繰り上げて返済することができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
33	7(一)	34	7(4)	<b>(新設)</b>	<b>年会費の請求のある月で、当該年会費の支払いが済んでいない場合。</b>
34	—	35	—	<b>(CD・ATM 利用手数料等)</b> 会員は、 <b>CD・ATM</b> を利用した際に、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします)を負担するものとします。	<b>(CD/ATM 利用手数料等)</b> 会員は、 <b>CD/ATM</b> を利用した際に、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします)を負担するものとします。

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要条項

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
—	—	—	—	〈本同意条項および重要事項は、 <b>SuMi TRUST CLUB</b> コーポレートカード <b>会員規約</b> (以下「本規約」という)の一部を構成します)	〈本同意条項および重要事項は、 <b>ダイナースクラブ</b> コーポレートカード <b>会員規約</b> (以下「本規約」という)の一部を構成します)
1	1	1	1	<b>カード使用の予定者またはカード使用者</b> (以下「カード使用者等」という) <b>および会員の代表者(管理責任者を含む)または入会申込者の代表者</b> (管理責任者を含む)(以下総称して「会員等」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのカード使用者等のカード利用情報の提供および口座振替等の事務処理等のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。	<b>カード使用申込者とカード使用者</b> (以下併せて「カード使用者等」という) <b>ならびに入会申込者たる法人の代表者(管理責任者・連絡担当者を含む)と会員たる法人の代表者(管理責任者・連絡担当者を含む)</b> (以下総称して「会員等」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供、法人へのカード使用者等のカード利用情報の提供および口座振替等の事務処理等、 <b>ならびに会員等の同意または本規約等の定めに従って行われる個人情報の第三者への提供等のため</b> 、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。
1	1(1)	1	1(1)	<b>カード使用者等</b> が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、 <b>勤務先</b> 、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、社員番号、所属部課名等の事項、 <b>カード使用者等</b> が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。	<b>会員等</b> が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、 <b>勤務地</b> 、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、社員番号、所属部課名等の事項、 <b>会員等</b> が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。
2	5(1)	2	5(1)	全国銀行個人信用情報センター(KSC) <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</a> 【主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用	全国銀行個人信用情報センター(KSC) <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> 【主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用

				<b>情報機関】</b> 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 電話番号 03-3214-5020	<b>情報機関】</b> 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 電話番号 03-3214-5020
2	6	2	6	上記 <b>4.</b> に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は以下の <b>とおり</b> です。 氏名、生年月日、住所、電話番号、 <b>勤務先</b> 、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払い回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。	上記 <b>第 4 項</b> に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は以下の <b>通り</b> です。 氏名、生年月日、住所、電話番号、 <b>勤務地</b> 、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払い回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。
3	1	3	1	<b>カード利用者</b> 等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示の請求は以下に連絡するものとします。	<b>会員</b> 等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示の請求は以下に連絡するものとします。

■問い合わせ・相談窓口等

現行	改定後
4. <u>当社が契約する貸金業務にかか</u> る指定紛争解決 <b>機関は下記の通り</b> です。 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 <u>3-19-15</u> 電話番号 03-5739-3861	4. 貸金業務に <b>係る</b> 指定紛争解決 <b>については、下記までご連絡ください。</b> <b>(当社が契約する指定紛争解決機関)</b> 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 <u>三丁目 19 番 15 号</u> 電話番号 03-5739-3861

19LC-1805-202004